

## 次期学習指導要領に向けたこれからの保健体育科の方向性 ：新旧学習指導要領の比較をもとに

木宮敬信，大矢隆二，黒岩一夫，大胡田茂夫，森 啓彰，  
伊石晋司，左口直人，澤入光広，松本恵子

The future directions of a health and physical education  
department: a comparison of old and new curriculum guidelines

Takanobu KIMIYA, Ryuji OYA, Kazuo KUROIWA,  
Shigeo OGODA, Hiroaki MORI, Shinji ISEKI, Naoto SAGUCHI,  
Mitsuhiro SAWAIRI, Keiko MATSUMOTO

2017年9月7日受理

### 抄 録

次期学習指導要領に向け、教育課程企画特別部会（論点整理）において、習得・活用・探求という学習プロセスの中で、「深い学び」の過程が実現できているか、他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」の過程が実現できているか、自らの学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」の過程が実現できているかという、授業改善の三つの視点が示された。また、次期学習指導要領の要点として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った指導の方向性が示された。

本稿では、中学校学習指導要領解説保健体育編における現行学習指導要領と次期学習指導要領の比較をもとに、これからの「保健体育科」の方向性について考察する。

キーワード：中学校学習指導要領，保健体育科，主体的・対話的で深い学び，  
指導法改善，学習過程

### はじめに

2016（平成28）年12月21日、中央教育審議会は学習指導要領の改訂に向けて、「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）」を発表した。次期学習指導要領は、小学校と中学校が2016（平成28）年度内に改訂し、小学校が2020（平成32）年度，中学校が2021（平成33）

年度から全面実施となる。次期学習指導要領においては、中央教育審議会の答申を受け、すべての教科に共通する育成すべき資質・能力の柱として、次の3つの要素を上げている。(1)何を理解しているか、何ができるか(「知識・技能の習得」)、(2)理解していること、できることをどう使うか(「思考力・判断力・表現力等」の育成)、(3)どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(「学びに向かう力・人間性等」の涵養)が示された。今関(2017)は、「公表された学習指導要領の改訂のキーワードには、『資質・能力』『主体的・対話的で深い学び』『学習過程』『教科等横断的な学習の充実』『カリキュラムマネジメント』といったものをあげることができる」とし、次期学習指導要領の全体像を掲げている。これらの改訂のキーワードに関連し、体育科、保健体育科の改訂の趣旨では、「指導内容については、『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示す」とともに、体育については、「(前略)発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、(中略)系統性のある指導ができるように示す必要がある」ことが示された。一方、保健においては、「(前略)保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある」と明記され(文部科学省, 2017, p.7)、いわば学習の積みあげとしての段階的、系統的な指導が目指されている。さらに、中学校保健体育科の「内容及び内容の取扱いの改善」についてあげるならば、体育分野と保健分野の関連を図った指導の充実として、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成を重視する観点から、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるようにすること」が示され、体育分野と保健分野の一層の関連を図る工夫の例が新たに明記された(文部科学省, 2017)。このように、次期学習指導要領では、授業改善の三つの視点や学力の三要素などの改訂がなされており、また、保健体育科においても領域ごとに細かく改訂がなされている。そのため、次期学習指導要領ではどのようなことが目指されているのかを整理しておく必要がある。

そこで本稿では、中学校保健体育科における各領域の改訂点の比較をもとに、これからの時代に求められる保健体育科の方向性を考察する。

## I 体育分野における現行および次期学習指導要領の比較

### 1. 体づくり運動

これまで、運動能力は生活環境との関連が深いことから、国をはじめ各都道府県において、児童・生徒を取り巻く環境や生活様式について改善策をあげてきた。子どもの遊び時間が減少し、また、遊びの形態が屋外から屋内へと変化している現在では、授業以外の時間で経験できる運動学習量が減少しているため、体育授業での活動は質的・量的からしても共通の機会を与える場として重要な意味を持つといえよう。

2008(平成20)年に改訂された中学校学習指導要領解説保健体育編(平成20年9月)の3. 保健体育科改訂の要点((2)内容及び内容の取扱いの改善について)に、「『体つ

くり運動』については、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、(中略)『体力を高める運動』において、運動を『組み合わせる運動の計画に取り組むこと』を内容として新たに示すとともに、『内容の取扱い』に、第3学年においては、日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図ること」と明記されている。これは、運動することや仲間と交流することの楽しさや嬉しさを味わわせるとともに、他の運動を効率的・効果的に実践していくうえでの基礎体力を養う点において重要な試みといえる。しかしながら、全国的に児童・生徒の体力の低下傾向が叫ばれて久しい。子どもの体力の低下は、中学校体育において、専門的な学習を積み上げていくうえで危機的な状況をもたらすものであり、ひいては生涯スポーツへの継続性を断ち切ることにつながりかねない。すなわち小学校から中学校にいたる体育学習において、重要視すべき基礎的運動能力としての「体づくり運動」は、これからの「保健体育科」の教科を維持するだけでなく、その生涯にわたる発展性を探るうえでもまた、重要な課題と考えられる。

つづいて、中学校保健体育科の体づくり運動の変更点を見ていくことにする。現行の中学校学習指導要領における「体づくり運動」の運動内容は、「体ほぐしの運動」と「体力を高める運動」の2つの柱から成り立っている。これに対して次期学習指導要領の「体づくり運動」では、「体ほぐしの運動」はそのまま引き継がれているが、第1学年及び第2学年の「体力を高める運動」は、「体の動きを高める運動」に、第3学年の「体力を高める運動」は、「実生活に生かす運動の計画」にそれぞれ変更された。

さらに学年ごとの運動の内容を見ていくと、現行学習指導要領の第1学年及び第2学年の「体ほぐしの運動」の「運動」では、「心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。」とされているが、次期学習指導要領では、「手軽な運動を行い、心と体との関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わり合うこと。」という表現に変更された。一方、「体力を高める運動」では、「体の動きを高める運動」へと名称変更がなされているが、学習内容の大きな変更はない。

第3学年では、第1学年及び第2学年での学習を受けて、現行学習指導要領の「体ほぐしの運動」では、「心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと」がねらいとされているが、次期学習指導要領では、「手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わりあうこと」という表現に変更された。一方、「体力を高める運動」は、「実生活に生かす運動の計画」へと名称変更されたが、学習内容の大きな変更はない。

現行および次期学習指導要領における体づくり運動の改訂点は表1、表2の通りである。

表1 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較 (A 体づくり運動：第1学年及び第2学年)

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体力を高め、目的に適した運動を身に付け、組み合わせることができるようにする。</p> <p>ア 体ほぐしの運動では、心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。</p> <p>イ 体力を高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動を行うとともに、それらを組み合わせて運動の計画に取り組むこと。</p>	<p>体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体づくり運動の意義と行い方、体の動きを高める方法などを理解し、目的に適した運動を身に付け、組み合わせること。</p> <p>ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体の関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わり合うこと。</p> <p>イ 体力を高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動を行うとともに、それらを組み合わせること。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)体づくり運動の意義と行い方、運動の計画の立て方などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)体づくり運動に積極的に取り組むとともに、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。</p>	<p>(3)体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする、話合いに参加しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。</p>

※変更箇所をゴシック文字で示す。内容は、次期学習指導要領の3観点に沿って表記している（以下同様）。

表2 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較 (A 体づくり運動：第3学年)

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康の保持増進や体力の向上を図り、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようにする。</p> <p>ア 体ほぐしの運動では、心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。</p> <p>イ 体力を高める運動では、ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むこと。</p>	<p>体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組むこと。</p> <p>ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わり合うこと。</p> <p>イ 実生活に生かす運動の計画では、ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むこと。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)体づくり運動に自主的に取り組むとともに、体力の違いに配慮しようとする、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。</p>	<p>(3)体づくり運動に自主的に取り組むとともに、互いに助け合い教え合おうとすること、一人一人の違いに応じた動きなどを大切にしようとする、話合いに貢献しようとするなどや、健康・安全を確保すること。</p>

## 2. 器械運動

器械運動における知識・技能に関しては、大きな変更はなく、従前どおり、ア：マット運動，イ：鉄棒運動，ウ平均台運動，エ：跳び箱運動の4つの運動に分類され、扱う技に関しても大きな変更はないと思われる。

思考・判断・表現に関しては、「自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫すること」と「自己の考えたことを他者に伝えること」が表記され、大きく変更している。問題発見・解決のプロセスの中で思考・判断・表現を行うことができることが重要であり、これからの時代に求められる資質・能力（キー・コンピテンシー）の育成を狙っているといえる。

主体的に学習に取り組む態度に関しては、「仲間の学習を援助しようとすること」や「互いに助け合い教え合おうとする事」、「一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする事」などの文言が表記され、次期学習指導要領の1つの特徴である「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングの視点が盛り込まれていることがわかる。

器械運動という教材に対して、主体的・対話的で深い学びを行い、これからの時代に求められる資質・能力（キー・コンピテンシー）の育成を行うということであるが、そのためには、生徒が主体的に取り組む支援や問題発見・解決を行う授業展開が必要となってくるといえよう。今後ますますの教材研究、授業研究が必要であると考えている。現行および次期学習指導要領における器械運動の改訂点は表3、表4の通りである。

表3 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（B 器械運動：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、その技がよりよくできるようにする。</p> <p>ア マット運動では、回転系や技巧系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。</p> <p>イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。</p> <p>ウ 平均台運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。</p> <p>エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと。</p>	<p>器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、器械運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、技をよりよく行うこと。</p> <p>ア マット運動では、回転系や技巧系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを組み合わせること。</p> <p>イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを組み合わせること。</p> <p>ウ 平均台運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを組み合わせること。</p> <p>エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)器械運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)技などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。</p>

主体的に学習に取り組む態度	(2)器械運動に積極的に取り組むとともに、よい演技を認めようとする、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。	(3)器械運動に積極的に取り組むとともに、よい演技を認めようとする、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、健康・安全に気を配ること。
---------------	---	--

表4 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（B 器械運動：第3学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、自己に適した技で演技することができるようにする。</p> <p>ア マット運動では、回転系や技巧系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを構成して演技すること。</p> <p>イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを構成して演技すること。</p> <p>ウ 平均台運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを構成して演技すること。</p> <p>エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと。</p>	<p>器械運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、技の名称や行い方、運動観察の方法、体力の高め方などを理解するとともに、自己に適した技で演技すること。</p> <p>ア マット運動では、回転系や技巧系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを構成して演技すること。</p> <p>イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを構成して演技すること。</p> <p>ウ 平均台運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと及びそれらを構成して演技すること。</p> <p>エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技や発展技を行うこと。</p>
思考力、判断力、表現力等	(3)技の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)技などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)器械運動に自主的に取り組むとともに、よい演技を讃えようとする、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。	(3)器械運動に自主的に取り組むとともに、よい演技を讃えようとする、互いに助け合い教え合おうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、健康・安全を確保すること。

### 3. 陸上競技

陸上競技における知識・技能に関しては、従前通り、ア：短距離走・リレー・長距離走・ハードル走、イ：走り幅跳び・走り高跳びの2つの運動群に分類され、扱う競技に関しては大きな変更はない。しかし、次期学習指導要領には「バトンの受渡しでタイミングを合わせること」の文言が加わっており、リレーのバトンの受渡しを重要視していることが伺える。これは、学習指導要領の改訂において、小学校体育・中学校保健体育で、オリンピック・パラリンピックを意識したスポーツの意義・価値などに触れるよう明記されていること、2008年北京オリンピック、2016年リオオリンピックと4×100mリレー（男子）で銀メダルを獲得していることが背景にあると考えら

れる。

思考・判断・表現に関しては、「自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫すること」と「自己の考えたことを他者に伝えること」が表記され、大きく変更している。問題発見・解決のプロセスの中で思考・判断・表現を行うことができることが重要であり、これからの時代に求められる資質・能力（キー・コンピテンシー）の育成を狙っているといえる。

主体的に学習に取り組む態度に関しては、「一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする」と、「一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする」となどの文言が表記された。陸上競技は個人種目の内容が多く含まれる単元ではあるが、個人の課題を仲間と関わり合いながら学んでいく「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングの視点が盛り込まれていることがわかる。

陸上競技においても「主体的・対話的で深い学び」、「これからの時代に求められる資質・能力（キー・コンピテンシー）の育成」のために、生徒が主体的に学習取り組む支援や問題発見・解決を行う授業展開が必要となってくるといえよう。今後ますますの教材研究、授業研究が必要であると考えられる。

現行および次期学習指導要領における陸上競技の改訂点は表5、表6の通りである。

表5 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（C 陸上競技：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることができるようにする。</p> <p>ア 短距離走・リレーでは、滑らかな動きで速く走ること、長距離走では、ペースを守り一定の距離を走ること、ハードル走では、リズムカルな走りから滑らかにハードルを越すこと。</p> <p>イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から素早く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムカルな助走から力強く踏み切って大きな動作で跳ぶこと。</p>	<p>陸上競技について、次の事項を身につけることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、陸上競技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な動きや効率のよい動きを身に付けること。</p> <p>ア 短距離走・リレーでは、滑らかな動きで速く走ることやバトンの受渡してタイミングを合わせる、長距離走では、ペースを守って走ること、ハードル走では、リズムカルな走りから滑らかにハードルを越すこと。</p> <p>イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から素早く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムカルな助走から力強く踏み切って大きな動作で跳ぶこと。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)陸上競技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)動きなどの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)陸上競技に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。</p>	<p>(3)陸上競技に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、健康・安全に気を配ること。</p>

表6 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較 (C 陸上競技：第3学年)

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、各種目特有の技能を身に付けることができるようにする。</p> <p>ア 短距離走・リレーでは、中間走へのつなぎを滑らかにするなどして速く走ること、長距離走では、自己に適したペースを維持して走ること、ハードル走では、スピードを維持した走りからハードルを低く越すこと。</p> <p>イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から力強く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムミカルな助走から力強く踏み切り滑らかな空間動作で跳ぶこと。</p>	<p>陸上競技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、各種目特有の技能を身につけること。</p> <p>ア 短距離走・リレーでは、中間走へのつなぎを滑らかにして速く走ることやバトンの受渡して次走者のスピードを十分高めること、長距離走では、自己に適したペースを維持して走ること、ハードル走では、スピードを維持した走りからハードルを低く越すこと。</p> <p>イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から力強く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズムミカルな助走から力強く踏み切り滑らかな空間動作で跳ぶこと。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)技の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)動きなどの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)陸上競技に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。</p>	<p>(3)陸上競技に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、健康・安全を確保すること。</p>

#### 4. 水泳

第1学年及び第2学年では、思考・判断・表現に関しては、「泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること」が追加された。水泳は、手・足の動作とそのタイミング、呼吸のタイミングの習得が非常に難しい動作が伴っている。動きやタイミングは比較的短時間で理解させることが可能であるが、動きとして身に付くまでは、反復練習や一定の距離を泳ぐことが重要である場合が多い。しかも、自己の動きを自分の目で確認することが出来ないため、動作が習得できているかどうか、他者（教師、指導者、仲間など）による確認作業も必要となる。自己の意識と実際の動作の違いが大きい場合も多く、どうしたら自分の技術がより向上するのか、又他者の技術が向上するのかを考える事も必要である。

主体的に学習に取り組む態度に関しては、「ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする」から「ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること」に変更されている。事故については、一度起きてしまえば生死に関わる重大



なものに繋がる事が多い。例えば、飛び込み失敗による頭部強打、頸椎損傷などをあげることができる。また、てんかん、その他心疾患などの発作が起こった環境が水中であった場合は、即、溺死に繋がる可能性がある。そのため、水泳の事故は未然防止を徹底することが重要となる。

第3学年においては、思考・判断・表現に関して、「泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること」が追加された。仲間の泳ぎを見ること、そして考えた事を伝える事により、自己の泳法向上、そして、早期の改善点発見に繋がると考えられる。

主体的に学習に取り組む態度に関しては、「水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすること」に「一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事」などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること」が追加された。水泳の技術習得の進捗は各々まちまちで目標やその達成方法も個々で異なっている。総体的に次期学習指導要領では、全体的な指導に加え一人一人個人の考えや取り組みに対しても評価して発展していけるように示されている。また、水泳を通じて、「体力を高める」「健康な体をつくる」「心を鍛える」など、技能と心の成長を養い、運動に親しむ資質や能力を高める指導が必要である。

表7 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（D水泳：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、泳法を身に付けることができるようにする。 ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。 イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。 ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。 エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。	水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。 ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。 イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。 ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。 エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
思考力、判断力、表現力等	(3)水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする。	(3)水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

表8 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（D水泳：第3学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、効率的に泳ぐことができるようにする。</p> <p>ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。</p>	<p>水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。</p> <p>ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。</p> <p>ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。</p> <p>オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようにする。</p>	<p>(3)水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。</p>

## 5. 球技

今回の中学校の学習指導要領の変更点を見ていくと「球技」については、従前通り、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育成する観点から、攻防を展開する際に共通してみられるボール操作などに関する動きとボールを持たないときの動きについての課題に着目し、その特性や魅力に応じて、相手コートに侵入して攻防を楽しむ「ゴール型」、ネットを挟んで攻防を楽しむ「ネット型」、攻守を交代して攻防を楽しむ「ベースボール型」に分類し示すとともに、第1学年及び第2学年においては、これらの型の全てを履修させることを示した。また、取り扱う種目については、従前から示されている種目の中から取り上げること、「ベースボール型」の実施に当たり十分な広さの運動場の確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うことを示した。

つづいて学年ごとの内容を見ていく。現行の第1学年及び第2学年の球技では、その目的に「勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲーム展開ができるようにする」とあるが、次期では、「勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開すること」と変更されているが、これは現行(1)と(3)の一部（理解する内容）が統合された

ものである。球技を3つの型ごとに見てみる。「ゴール型」は「ボール操作と空間に走りこむなどの動きによってゴール前での攻防を展開すること」、「ネット型」は「ボールと用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること」、「ベースボール型」は「基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防を展開すること」とし、変更はない。第3学年では、第1学年及び第2学年での学習を受けて、現行の球技は「勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームが展開できるようにする」とあるが、次期では「勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームを展開すること」と変更されている。これも現行(3)の一部が(1)に移行したものである。球技を3つの型ごとに見ると、現行では、「ゴール型」は「安定したボール操作と空間を作り出すなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防を展開する」、「ネット型」は「役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること」、「ベースボール型」は「安定したバット操作と走塁での攻撃、ボール操作、連携した守備などによって攻防を展開する」とし、変更はない。ただ、第1学年及び第2学年同様、「攻防を展開する」との表現から、次期では「攻防する」となっている。

また、各学年の「態度」および「知識、思考・判断」について述べるならば、現行要領の自主性やフェアなプレイを大切にすること、健康・安全に気を配ることに加え、次期要領では、球技をとおしてチームの仲間や対戦チームの他者とのコミュニケーションの必要性、一人一人のプレイを認め、大切にすることなど、人としての心の成長を促すことが盛り込まれているといえる。

現行および次期学習指導要領における球技の改訂点は表9、表10の通りである。

表9 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（E 球技：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び技能	<p>(1)次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームが展開できるようにする。</p> <p>ア ゴール型では、ボール操作と空間に走りこむなどの動きによってゴール前での攻防を展開すること</p> <p>イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること。</p> <p>ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防を展開すること。</p>	<p>球技について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームを展開すること。</p> <p>ア ゴール型では、ボール操作と空間に走りこむなどの動きによってゴール前での攻防をすること。</p> <p>イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。</p> <p>ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防をすること。</p>

思考力, 判断力, 表現力等	(3)球技の特性や成り立ち, 技術の名称や行い方, 関連して高まる体力などを理解し, 課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)攻防などの自己の課題を発見し, 合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに, 事故や仲間の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)球技に積極的に取り組むとともに, フェアなプレイを守ろうとすること, 分担した役割を果たそうとすること, 作戦などについての話し合いに参加しようとするなどや, 健康・安全に気を配ることができるようにする。	(3)球技に積極的に取り組むとともに, フェアなプレイを守ろうとすること, 作戦などについての話し合いに参加しようとするなど, 一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとするなど, 仲間の学習を援助しようとするなどや, 健康・安全に気を配ること。

表 10 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較 (E 球技: 第 3 学年)

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	(1)次の運動について, 勝敗を競う楽しさや喜びを味わい, 作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームが展開できるようにする。 ア ゴール型では, 安定したボール操作と空間を作り出すなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防を展開すること。 イ ネット型では, 役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること。 ウ ベースボール型では, 安定したバット操作と走塁での攻撃, ボール操作, 連携した守備などによって攻防を展開すること。	球技について, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1)次の運動について, 勝敗を競う楽しさや喜びを味わい, 技術の名称や行い方, 体力の高め方, 運動観察の方法などを理解するとともに, 作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームを展開すること。 ア ゴール型では, 安定したボール操作と空間作りだすなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防をすること。 イ ネット型では, 役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防をすること。 ウ ベースボール型では, 安定したバット操作と走塁での攻撃, ボール操作と連携した守備などによって攻防をすること。
思考力, 判断力, 表現力等	(3)技術の名称や行い方, 体力の高め方, 運動観察の方法などを理解し, 自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)攻防などの自己やチームの課題を発見し, 合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに, 自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)球技に自主的に取り組むとともに, フェアなプレイを大切にしようとするなど, 自己の責任を果たそうとすること, 作戦などについての話し合いに貢献しようとするなどや, 健康・安全を確保することができるようにする。	(3)球技に自主的に取り組むとともに, フェアなプレイを大切にしようとするなど, 作戦などについての話し合いに貢献しようとするなど, 一人一人の違いに応じたプレイなどを大切にしようとするなど, 互いに助け合い教えあおうとするなどや, 健康・安全を確保すること。

## 6. 武道

現在, 我が国の運動(身体活動)環境や普及状況はグローバルスタンダードの考え方も影響して, 外来スポーツ系の占める割合が極めて多いといえる。多くのスポーツは, その発祥が遊戯的な要素を持ち, 生涯を通して気楽に親しみ易く心身に潤いを与えている。

一方, 我が国独特の運動文化である「武道」は, かつて学習指導要領の領域名でもあった「格技(格闘技)」としての特性が, スポーツ系の手軽さと比べて馴染みを薄くしていることもある。しかしながら, 「武道(BUDO)」が国際語として通じる今日,

自国文化に無い「武道」に注目する外国人が多くなっている事実を鑑みると、我が国において、体育授業の中で固有の武道文化を学ぶことが大きな意味を持ち、国際的視野に立ち活躍できる人材育成をめざしていくという学習指導要領の基本の考え方に通じるものである。

1989（平成元）年3月改訂の学習指導要領において格技が武道と改称され、1998（平成10）年、「生きる力」の育成を基本とした学習指導要領改訂方針にも「我が国固有の運動文化に触れる学習の継続」が謳われた。さらに2008（平成20）年3月改訂（現行）の中学校学習指導要領においては、体育学習内容領域として「武道」が全ての生徒の履修（必修化）に至っている。

次期中学校学習指導要領においても、引き続き体育学習領域として「武道必修」となっている。内容やその取扱いについてもほぼ現行を踏襲しているといえるが、現行の反省を踏まえた多少の変更があるので以下に示すことにする。

まず、内容において、現行第1学年及び第2学年の運動（技能）では、柔道・剣道・相撲ともに「基本動作や基本となる技を用いて攻防を展開すること」が、次期では武道の特性や伝統的な考え方などの理解を求めた上で、「基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開すること」という表現になり、基礎基本をより明確に重視している。また第3学年の運動（技能）では、1・2年のものをより発展させていることに変わりないが、現行で「得意技を身に付ける」という表記が次期では削除されている。態度や思考・判断では、第1・第2学年、第3学年ともに、自己や仲間の課題を共有し、またその違いを発見・解決したりして、相互に尊重しながら自己の考えを他者に伝えること（コミュニケーション力）が明記された。次に内容の取扱いにおいて、現行指導要領では運動内容に表記されている柔道・剣道・相撲の他に「地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどの武道についても履修させることができる」としていたが、次期では「柔道・剣道・相撲・空手道・なぎなた・弓道・合気道・少林寺拳法・銃剣道など」と明記している点は大きな変更といえる。

現行および次期学習指導要領における武道の改訂点は表11、表12の通りである。

表11 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容比較（F 武道：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び技能	<p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにする。</p> <p>ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの攻防を展開すること。</p> <p>イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること。</p>	<p>武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて簡易な攻防を展開すること。</p> <p>ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの簡易な攻防をすること。</p> <p>イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの簡易な攻防をすること。</p>

次期学習指導要領に向けたこれからの保健体育科の方向性〈論文〉

	ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、押したり寄ったりするなどの攻防を展開すること。	ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作や基本となる技を用いて、押したりよったりするなどの簡易な攻防をすること。
思考力、判断力、表現力等	(3)武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担当した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようにする。	(3)武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担当した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、禁じ技を用いないなど健康・安全に気を配ること。

表 12 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容比較（F 武道：第 3 学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び技能	<p>(1)次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を身に付けることができるようにする。</p> <p>ア 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技や連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防を展開すること。</p> <p>イ 剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防を展開すること。</p> <p>ウ 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手を崩し、投げたりひねったりするなどの攻防を展開すること。</p>	<p>武道について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて攻防を展開すること。</p> <p>ア 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技、連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防をすること。</p> <p>イ 剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技を用いて、相手の構えを崩し、しかけたり応じたりするなどの攻防をすること。</p> <p>ウ 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作や基本となる技を用いて、相手を崩し、投げたりいなしたりするなどの攻防をすること。</p>
思考力、判断力、表現力等	(3)伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	(2)攻防などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	(2)武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとするなど、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。	(3)武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとするなど、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、健康・安全を確保すること。

## 7. ダンス

次期学習指導要領解説の総則で示されているように、これからの教育現場に求められるものは、グローバル化された社会に生き抜く能力の育成である。そのためには、

個人の豊かな発想力と、多様な価値観やアイデアを受け入れる柔軟な思考力、そしてそれらを統合し、判断して一つのものに表現していく創造性が必要となる。

ダンスの学習は、まさしく発想力や創造力そして仲間と作品を創る等のコミュニケーション能力が育成される学習といえよう。創作ダンスでは、様々な題材を多角的な視点でみつめ、その中でテーマを見つけ、身体表現で作品にしていく。フォークダンスや現代的なリズムのダンスでは、日本や世界の様々な音楽や踊りを学び体験することで、グローバルな視点や世界の歴史的な背景を学ぶことができる。また、他の教科で学んだ知識を身体表現としてより深めた学びとするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点としても大きな役割を果たすであろう。ただし、中村（2013）が「2008年のダンス必修化の中で、多くの男性教員はダンスの実技経験も指導経験もなかったため、非常に困惑し、ダンスの授業は混乱した。生徒が興味を持っているという理由で70%以上のクラスで現代的なリズムのダンスが採択され、その学習内容についてしばしば誤った解釈がなされており、授業の質の低下が危惧された」と指摘するように、教育現場では、単なる既製のダンスを模倣するのみの授業が多く行われるなど課題も多い。そこで本稿では、現行の学習指導要領と次期学習指導要領を比較し、ダンスの授業を構築するための視点としたい。

次期学習指導要領の「ダンス」の内容は、従前通り、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスの3本柱で成り立っている。ただし、現行の2内容の(1)と(3)が統合され、(1)に「ダンスの特性や由来、表現の仕方、その運動に関連して高まる体力を理解すること」が加えられた。(2)では新たに、「表現などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組みを工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを仲間に伝えること」が記述された。(3)では、「学びに向かう力・人間力等」として「仲間の学習を援助しようとする事、交流などの話し合いに参加しようとする事、一人一人の違いに応じた表現や役割を認めようとする事」が加筆された。

特記すべき点は、表13、表14にあるように、現行の「よさを認め合おうとすること」という記述が削除され、「一人一人の違いに応じた表現や役割を認めようとする事」と変更された点である。現行の「よさを認め合おうとすること」は創作ダンスや現代的なリズムのダンスの中で、他の生徒の動きやアイデア等のよさを認め合う、グループでの創作活動や作品鑑賞等の学習内容が推察される。しかし、次期学習指導要領の「一人一人の違いに応じた表現や役割を認めようとする事」は、学習指導要領解説によると「体力や技能の程度、性別や障害の有無に応じて、自己の状況にあった実現可能な課題の設定や挑戦及び交流の仕方を認めようとする事を示している」とあり、現代的なリズムのダンスなどのステップ習得等は学習内容として考えられるものの、創作ダンスの学習内容としては該当しにくい。これまでの学習指導要領の改訂の流れとして、ダンスの学習の主軸が創作ダンスであった時代から、さまざまなダンスの学習への方向へと変化していることへの反映ともいえるだろう。

ダンスの授業の質を上げるためには、生徒の興味や教師の経験の有無によって、ダンスの学習内容が偏らないように、また、ダンスによる深い学びが実現するよう、教

師はそれぞれのダンスの特性や学習方法の理解をより深めていく必要がある。

表 13 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（Gダンス：第1学年及び第2学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、感じを込めて踊ったりみんなですっきりする楽しさや喜びを味わい、イメージをとらえた表現や踊りを通じた交流ができるようにする。</p> <p>ア 創作ダンスでは、多様なテーマから表したいイメージをとらえ、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるまとまりの表現にしたりして踊ること。</p> <p>イ フォークダンスでは、踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊ること。</p> <p>ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴をとらえ、変化のある動きを組み合わせ、リズムに乗って全身で踊ること。</p>	<p>ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、感じを込めて踊ったりみんなですっきりする楽しさや喜びを味わい、ダンスの特性や由来、表現の仕方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、イメージを捉えた表現や踊りを通じた交流をすること。</p> <p>ア 創作ダンスでは、多様なテーマから表したいイメージを捉え、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊ること。</p> <p>イ フォークダンスでは、日本の民謡や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴を捉え、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊ること。</p> <p>ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴を捉え、変化のある動きを組み合わせ、リズムに乗って全身で踊ること。</p>
思考力、判断力、表現力等	<p>(3)ダンスの特性、踊りの由来と表現の仕方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。</p>	<p>(2)表現などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。</p>
主体的に学習に取り組む態度	<p>(2)ダンスに積極的に取り組むとともに、よさを認め合おうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。</p>	<p>(3)ダンスに積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、交流などの話合いに参加しようとする、一人一人の違いに応じた表現や役割を認めようとするなどや、健康・安全に気を配ること。</p>

表 14 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（Gダンス：第3学年）

内容	現行学習指導要領	次期学習指導要領
知識及び運動	<p>(1)次の運動について、感じを込めて踊ったり、みんなですっきりする楽しさや喜びを味わい、イメージを深めた表現や踊りを通じた交流や発表ができるようにする。</p> <p>ア 創作ダンスでは、表したいテーマにふさわしいイメージをとらえ、個や群で、緩急強弱のある動きや空間の使い方などで変化をつけて即興的に表現したり、簡単な作品にまとめたりして踊ること。</p> <p>イ フォークダンスでは、踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組みで踊ること。</p> <p>ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴をとらえ、変化にまとまりを付けて、リズムに乗って全身で踊ること。</p>	<p>ダンスについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>(1)次の運動について、感じを込めて踊ったり、みんなですっきりする楽しさや喜びを味わい、ダンスの名称や用語、踊りの特徴と表現の仕方、交流や発表の仕方、運動観察の方法、体力の高め方などを理解するとともに、イメージを深めた表現や踊りを通じた交流や発表をすること。</p> <p>ア 創作ダンスでは、多様なテーマから表したいイメージをとらえ、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊ること。</p> <p>イ フォークダンスでは、日本の民謡や外国の踊りから、それらの踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊ること。</p> <p>ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴をとらえ、変化のある動きを組み合わせ、リズムに乗って全身で踊ること。</p>



思考力、判断力、表現力等	③ダンスの名称や用語、踊りの特徴と表現の仕方、体力の高め方、交流や発表の仕方などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。	②表現などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
主体的に学習に取り組む態度	②ダンスに自主的に取り組むとともに、互いの違いやよさを認め合おうとすること、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようにする。	③ダンスに自主的に取り組むとともに、互いに助け合い教え合おうとすること、作品や発表などの話し合いに貢献しようとする、一人一人の違いに応じた表現や役割を大切にしようとするなどや、健康・安全を確保すること。

## II 保健分野における現行および次期学習指導要領の比較

### 1. 保健

文部科学省は、現行学習指導要領の成果として、健康の大切さの認識、健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いているとした。同時に、修得した知識や技能を活用して問題解決すること、学習内容を他者にわかりやすく伝えること等に課題がみられると指摘している。これらの課題を踏まえ、今回の学習指導用要領の改訂では、まず「保健の見方・考え方」として、疾病や障害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」と整理した。そして、こうした見方・考え方を、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質能力の育成と併せ、具体的な教育内容を提示している。この三つの資質能力ごとに、中学校保健分野において育成を目指す力を文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会ワーキンググループによって整理されたものが表15である。

中学校保健分野については、小学校で学んだ身近な生活における健康・安全に関する基礎的・基本的な知識や技能をベースとして、自他の生活に反映させていくことを目的としている。内容的には、心の健康や疾病の予防に関する健康課題の解決に関わる内容、ストレス対処や心肺蘇生法等の技能に関する内容等の充実が挙げられる。また、個人生活における健康課題を解決することを重視する観点から、健康な生活と疾病の予防の内容を学年ごとに配当することとしている。表16は、次期学習指導要領での主な変更点をまとめたものである。まず、全体目標の中に、基本的技能の習得と他者へ伝える力が明記された。「健康な生活と疾病の予防」については、「食事、運動、休養及び睡眠」が、「運動、食事、休養及び睡眠」に変更されている。これにより、運動の重要性がより強調されることとなった。また、生活習慣病に関しては、現行学習指導要領では要因についての理解にとどまっていたが、次期学習指導要領では要因に加えて、予防方法についての理解を求めている。「心身の発達と心の健康」については、目標の中に「ストレスへの対処」が追加された。「傷害の防止」については、目標の中に「応急手当をすること」が追加された。また、知識及び技能として、現行学習指導要領で「応急手当には心肺蘇生等があること」を理解するとされていたもの

が、次期学習指導要領では「心肺蘇生などを行うこと」を目標としており、知識に加えて技能を活用することが要求されるようになった。

これらの変更からは、修得した知識や技能を、どのように自らの生活に役立てていけるのか、健康づくりの根本にある生活の質の向上を、どのように自らが捉え実践していけるのか、健康の保持増進について自他の関心を高め活動することができるのかが大きな課題になっていることが見て取れる。また、今回の改訂にあたって、自他という表現が随所に見られるようになった。ここからも、修得した技能や知識や他者に伝えること、自らの健康づくりだけでなく他者の健康づくりにも関わっていけることを、中学校段階において求めていることがわかる。これは三つの資質能力の「思考力・判断力・表現力等」「学ぶに向かう力、人間性等」にもつながる力である。

ちなみに、高等学校においては、自他の健康づくりだけでなく、社会全体の健康づくりを意識した内容が盛り込まれている。ここから、小学校において、健康・安全に関する基礎知識や技能を学び、中学校では、それらを自他の生活に当てはめて活用し、高等学校では、社会全体の健康づくりにも貢献していける人材を育成しようとする段階的な流れが見て取れる。

表 15 中学校保健分野において育成を目指す三つの資質能力の整理

知識及び技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
個人生活における健康・安全についての科学的な知識や技能  ・ 現代的な健康課題を踏まえた心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、健康な生活と疾病の予防に関する知識 ・ ストレス対処、応急手当に関する基礎的な技能	健康課題を把握し、適切な情報を選択、活用し、課題解決のために適切な意思決定をする力 ・ 自他の健康課題を発見する力 ・ 健康情報を収集し、批判的に吟味する力 ・ 健康情報や知識を活用して多様な解決方法を考える力 ・ 多様な解決方法の中から、適切な方法を選択・決定し、自他の生活に生かす力 ・ 自他の健康の考えや解決策を対象に応じて表現する力	健康の保持増進のための実践力を育成し、明るく豊かな生活を営む態度  ・ 自他の健康に関心を持つ ・ 自他の健康に関する取組のよさを認める ・ 自他の健康の保持増進や回復のために協力して活動する ・ 自他の健康の保持増進に主体的に取り組む

表 16 現行学習指導要領と次期学習指導要領の内容の比較（主な変更点の抜粋）

	現行学習指導要領	次期学習指導要領
目標	個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。	(1)個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。 (2)健康についての自他の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3)生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

知識および技能 (健康な生活と 疾病の予防)	イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。	(イ) 健康の保持増進には年齢、生活習慣等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。 (ウ) 生活習慣病などは、運動不足、食事の量や偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病の多くは、適切な運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践することによって予防できること。
知識および技能 (心身の発達と 心の健康)	(1)心身の機能の発達と心の健康について理解できるようにする。	ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。
知識および技能 (傷害の防止)	(3)傷害の防止について理解を深めることができるようにする。 エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、応急手当には、心肺蘇生法等があること。	ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (エ) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生などを行うこと。

### Ⅲ 結語

次期学習指導要領の改訂の要点として、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿った指導の方向性が示された(文部科学省, 2017)。育成すべき資質・能力は、(1)何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)、(2)知っていること、できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)、どのような社会・世界と関わり、より良い人生を送るか(学びに向かう力・人間性等)に整理され、子どもたちが学習に向かう過程で総合的な能力を育むことが目指されている。

ここで、改めて保健体育の「見方・考え方」について挙げるならば、体育分野では、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点から、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適正に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」、保健分野では、個人生活における健康問題を解決することを重視する観点から、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」としている(中央教育審議会, 2016)。このように、知識の深まりと技能の高まりの往還をもとに、体育分野と保健分野の横断的学習がこれまで以上に求められている。また、体育分野における各運動領域の行い方や意義等の理解、課題に応じた取り組み方の工夫、多様な関わり方の深まりなどを養うことは、「多くの領域の学習を経験する時期」(小学校第5学年から中学校第2学年)から「卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期」(中学校第3学年以降)へと段階的な学びを継続する要因となる。しかし、運動および学びへの回避があれば、次期学習指導要領解説(保健体育編)に準拠した、「生涯にわたって

心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む」といった保健体育科の目標を遂行することにつながらないと懸念される。そのため、体育分野と保健分野の融合における横断的、系統性のある深い学びは、小学校から高等学校への12年間を見通した、心身の健康と運動に親しむ資質や能力の基礎を育む大切な学習といえる。

#### 参考文献

- 中央教育審議会（2016）幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo0/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf)（2017年3月12日参照）。
- 今関豊一（2017）体育科教育（6）：新時代の“保健体育”を展望する。大修館書店，pp. 28-31.
- 文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説保健体育編。東山書房。
- 文部科学省（2017）中学校学習指導要領解説保健体育編。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018\\_8\\_2.pdf#search=%27次期学習指導要領解説+保健体育+中学%27](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2017/07/04/1387018_8_2.pdf#search=%27次期学習指導要領解説+保健体育+中学%27)（2017年7月10日参照）。
- 文部科学省（2017）教育課程企画特別部会 論点整理。  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf)（2017年8月10日参照）
- 中村恭子(2013)日本のダンス教育の変遷と中学校における男女必修化の課題。スポーツ社会学研究，21（1）：37-51.